

飛鳥交通グループ

スライド賃下げ違法・無効判決にあたっての声明

——東京地裁の全面勝訴判決を受けて、すべてのタクシー労働者の労働条件改善に向け、さらなるたたかいを決意する——

2026年7月29日、東京地方裁判所（上村考由裁判長）は、飛鳥交通グループ傘下2社において、運賃改定に伴い会社側が一方的に断行した歩合給の引き下げ（運賃収入に係数に乗じるスライド賃下げおよび歩合給の上限設定）を「労働契約法に反し、違法・無効」と断じる全面勝訴の判決を言い渡した。裁判所が原告ら運転手側の主張を全面的に認め、会社側に対して不当に減給された未払い賃金の全額（計5,062万8,959円）の支払いを命じたことは、正義と労働者の権利を守る画期的な勝利である。自交総連東京地連は、長きにわたる不当な賃下げ攻撃に屈せず、団結して裁判闘争をたたかい抜いた原告団、弁護団、そしてこれを支えたすべてのなかまの奮闘に心からの敬意を表するとともに、この歴史的勝利判決を重要視する。

今回の裁判の本質は、2022年11月に実施された東京特別区・武三交通圏における運賃改定の趣旨を会社側が根底から踏みにじった点にある。関東運輸局が明記した国自旅325号通達や消費者委員会での議論の指針では、運賃改定の最大の目的は「乗務員の労働環境・処遇の改善」を主とし、利用者利便の向上に繋げるとする社会的公約であった。しかし、飛鳥交通グループは、値上げによって労働者の賃金が増えることを逆手に取り、「従来通りの仕事量でも賃金が増えるのだから不利益変更ではない」などという身勝手な論理を展開。営業収入に「0.9585」という係数を一方的に乗じて会社の取り分を増やし、実質的なピンハネと賃下げを強行した。乗務員によっては月額10万円、年間50万円もの深刻な減収を強いられたこの暴挙は、労働者の生活を破壊するだけでなく、国交省の方針をも愚弄するものであった。

判決は、会社側が賃下げ（就業規則の変更）を行う具体的根拠や必要性、相当性を何ら数字をもって証明できていないことを厳しく指摘した。さらに、会社側が労働組合との誠実な労使交渉を拒み、不誠実な対応を続けたプロセスについても明確に非難し、一連のスライド賃下げを完全に無効とした。これは、労働条件の一方的で不当な不利益変更に対し、司法が毅然としたNOを突きつけたものである。

この勝利の意義は、単に今回の飛鳥交通グループ裁判内にとどまらない。現在、全国の多くのタクシー事業者がこの飛鳥裁判の帰趨を伺い、便乗的なスライド賃下げの機会を伺っている。今回の全面勝訴判決は、そうした業界全体の不当なスライド賃下げの動きに強力な歯止めをかけるものであり、全国のタクシー労働者の雇用と権利を守る大きな防波堤となるものである。

飛鳥交通グループは、今回の司法の判断を厳粛に受け止め、直ちに控訴を断念すべきである。そして、原告らに対する未払い賃金を速やかに支払い、真摯な労使交渉を通じて労働条件の抜本的な改善に踏み出すべきである。

現在、タクシー業界は深刻な担い手不足に直面しており、今まさに労働条件の改善と処遇向上が求められている。さらに、労働者の権利を脅かす「ライドシェア」の全面解禁阻止に向けたたたかいも正念場を迎えている。自交総連東京地連は、今回の全面勝訴を大きな糧とし、飛鳥交通グループ各社の未払い賃金の完全な支払いと就業規則の撤回がされるまで手を緩めることなくたたかう。そして、全国のハイタク労働者と固く連帯し、すべての交通労働者が誇りを持って働ける職場環境の確立と、地域公共交通の維持・発展に向けて、全力を挙げてたたかい抜くことを決意する。

2026年7月30日

全国自動車交通労働組合総連合

東京地方連合会（自交総連東京地連）

執行委員長 徳永 昌司